

令和7年度 東京都立練馬工科高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、LHRや特別活動、生徒会などによる主体的な取組への支援などを通して、生徒が「いじめは絶対に許されないこと」を自覚するように促す。

(2) 生徒をいじめから守り通す体制づくり

いじめられた生徒やいじめを知っている生徒からの情報、いじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒や情報を伝えた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、組織的に守り通す取組と発信できる環境・体制をつくる。また、学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者などに伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への敏感な感覚と的確な指導力を高める。また教員個々による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取組む必要がある。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合いなどを通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止などの取組に協力するよう努める。

2 学校及び教職員の責務

学校長は基本理念にのっとり、練馬工科高校におけるいじめの防止などのために必要な措置を講ずる責務を有する。また学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、練馬工科高校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、練馬工科高校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止などのための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止などに関する措置を実効的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめ防止などの年間計画の作成、実行、検証・修正
- いじめの未然防止及び早期発見
- いじめ問題の確認と対応
- 教職員及び生徒向け研修の企画、立案

ウ 会議

学期に1～2回の開催を原則とする。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、保健相談部主任、教務部教員、総務部教員、進路指導部教員、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラーとする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援することを目的とする。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動への効果的な対応
- 学校いじめ対策委員会の支援
- 保護者、地域住民、関係機関と連携・協力したサポート体制の確立

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、総務部主任、保健相談部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、シニアスクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカー、学校精神科医、保護者代表1名、地域関係機関3名（警察署スクールサポーター等、青少年育成委員、主任児童委員等）とする。ケースに応じ、福祉関係部署職員や児童相談所職員、法務少年支援センター、特別支援教育心理士の協力を得る。

4 段階に応じた具体的な取組

本校は、東京都教育委員会と連携して、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処の4つの段階に応じて、いじめの防止に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) 未然防止のための取組

ア いじめは絶対に許されないという共通認識の学校全体への醸成を図る。

イ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進などによる、いじめに向か

わなない態度・能力を育成する。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

エ 部活動や特別活動を通して望ましい人間関係を形成し、帰属意識や連帯感を深める取組を推進する。

オ 生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。

カ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア 担任による全生徒との個人面談を実施する。

イ スクールカウンセラーによる第1学年全生徒との面接を実施する。

ウ 保健相談部での相談窓口を周知し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

エ 定期的なアンケート調査やコンディションレポート、教育相談の実施などによる早期のいじめの実態把握を行う。

オ カウンセリング委員会等での情報を教職員全体で共有し、注視する生徒を早期に発見する。

カ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有化・校内研修を図る。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を中心として、事実を的確に把握し、迅速に組織的に対応する。

イ いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導を行う。

エ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。

オ 保護者への支援・助言や、保護者会の開催などによる保護者との情報共有を図る。

カ 状況に応じて、警察や児童相談所などの外部関係機関や専門家との連携を図る。

(4) 重大事態への対処

ア いじめられた生徒と情報提供者の安全を確保する。

イ いじめられた生徒と情報提供者が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ いじめられた生徒に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底を図る。

エ いじめられた生徒や保護者、情報提供者に対して、スクールカウンセラーと協力して心理的なケアを行う。

オ いじめを起こした生徒に対して、いじめを繰り返さない指導とスクールカウンセラーによる心理的なケアを徹底する。

カ 緊急保護者会を開催し、保護者に対して正確な情報と学校の対応を周知する。

キ 状況に応じて、警察や児童相談所などの外部関係機関や専門家との連携を図る。

ク 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。又、教育委員会が行う調査へ協力する。

ケ 重大事態発生について、教育委員会または知事へ報告する。

コ 重大事態に係わる知事の調査（再調査）へ協力する。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ防止対策推進法などで示されている取組を教職員が確実に行えるようにするため、教職員に対する校内研修を実施する。
- (2) 校内研修は、学校いじめ対策委員会及び保健相談部、生活指導部等が連携して計画し、年2回以上実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) PTA活動や保護者会などを積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や日頃からの学校の取組姿勢について保護者に対し説明し、理解を得る。
- (2) 保護者会などでスクールカウンセラーやユースソーシャルワーカーを紹介し、保護者がスクールカウンセラーやユースソーシャルワーカーを活用しやすい環境を整える。

7 地域及び関係機関や団体との連携・推進の方策

- (1) 警察や児童相談所などとの日常的な連携を密にし、情報の共有を図る。
- (2) 地域人材を活用し、登下校時など地域と一体となった取組を実施する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒や保護者に対して、いじめの有無や状況を正確に把握できる質問などを検討する。
- (2) いじめ防止などに関する学校の取組について適正な評価ができる質問などを検討する。
- (3) 学校評価を受けて、学校いじめ対策委員会が中心となり取組の成果と課題を検証して、基本方針の改善や今後の指導のあり方を示し、全教職員に周知する。

9 その他の留意点

学校いじめ対策委員会は、定期的にいじめの実態把握、及びいじめに対する措置などが適切に行われたかを評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

附則

- ・この方針は平成26年10月31日に制定する。
- ・この方針は平成26年11月1日より施行する。
- ・この方針は令和7年9月1日より一部を改正し、施行する。